

議案第18号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

福祉部長寿はつらつ課

1. 改正理由

令和7年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が見直されたことを踏まえ、保険者の想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、朝霞市介護保険条例に基づく介護保険料の算定に関する合計所得金額の算定方法及び市町村民税の課税・非課税の判定基準について、令和8年度のみ特例を設けるため。

2. 改正内容について

令和8年度介護保険料の算定に関して、令和7年の給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、改正前の介護保険法施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額を加算した額を用いることとする。

また、令和8年度介護保険料の算定に関して、市町村民税の課税・非課税の判定に際しては、令和7年度税制改正の影響により令和8年度に非課税となった者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなすこととする。

3. 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

担当

福祉部長寿はつらつ課介護保険係
電話 463-1719